

安全管理の仕組み (線路内作業とは)

「営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）」における
(別紙2-5-1)等の
「グループ会社において構築すべき安全管理の仕組み」については、
次のような12項目が定められています

営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）に基づく「安全管理の仕組み」
(令和3年11月8日)

- 1 定常的に線路内作業に従事する作業員に対する直接・定例的教育
- 2 新人作業員に対する触車事故防止教育
- 3 作業計画確認者による事前、事故防止・施工打合せ等の実施
- 4 事故防止・施工打合せ等に使用する「工事計画書・線路閉鎖工事施工計画書」における確認項目
- 5 施設関係工事等に従事する請負会社作業員の身体機能確認の実施要領
- 6 工事管理者等の資質管理（新規資格取得時の見極め及び資格取得後の管理）
- 7 線路内作業に従事する協力会社等の安全の取組みに対する安全管理の仕組み
- 8 施設関係工事等従事者資格の適切な管理手法
- 9 保守用車責任者・特殊運転者・軌陸関連工事の
工事責任者等・重機械運転者(軌陸)に対する定期の異常時対応訓練の仕組み
- 10 新規資格取得時の線路閉鎖責任者、保守用車責任者に関する技能評価の仕組み、
ならびに専門業務責任者等教育時の保守用車責任者、特殊運転者、
重機械運転者(軌陸)の異常時対応に関する技能評価の仕組み
- 11 軌陸両用車の機械管理
- 12 その他

営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）に基づく「安全管理の仕組み」

令和3年11月8日

大鉄工業株式会社
本社安全推進部長

「営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）」における（別紙2-5-1）等の「グループ会社において構築すべき安全管理の仕組み」については、次のように定める。

1 定常的に線路内作業に従事する作業員に対する直接・定例的教育

【目的】

協力会社作業員（2次請負以下の協力会社作業員をも含める）の触車事故防止に関する知識レベル及びルール遵守の意識を高めることを目的として、元請である大鉄工業が直接、定例的な触車事故防止教育を行う。

【実施要領】

(1) 定常的な線路内作業の定義及び教育頻度

軌道工事、土木工事、建築工事における、定常的な線路内作業の定義及び教育頻度を次のように定める。

ア. 「軌道工事」

パターンA

年間を通じて毎月継続して軌道工事の線路作業に従事する全作業員を教育対象者とし、毎月1回の触車事故防止教育を実施する。

パターンB

1年間を通じ、毎月継続しない期間限定で軌道工事の線路作業に従事する作業員は、工事着手前に触車事故防止教育を実施し、工事期間が1カ月を超える月ごとに毎月1回、触車事故防止教育を実施する。

イ. 「土木工事」

パターン①

年間を通じて毎月継続して営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）に定める「営業線の範囲」かつ「列車間合い」での作業に従事する作業員（土木工事における定常的に線路内作業に従事する作業員という）は、毎月1回、定期的に触車事故防止教育を実施する。

パターン②

消雪装置点検など冬季限定の特定の線路内作業に従事する作業員は、下期から年度末までの間は毎月1回、定期的に触車事故防止教育を実施する。

パターン③

1年間を通じ、毎月継続しない期間限定の線路内作業に従事する作業員は、工事着手前に触車事故防止教育を実施し、工事期間が1カ月を超える月ごとに毎月1回、触車事故防止教育を実施する。

ウ. 「建築工事」

1年間を通じて工務関係触車事故防止要領（営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線））

に定める「線路内（建築限界）」かつ「列車間合い」での作業に従事する作業員（建築工事における定常的に線路内作業に従事する作業員という）は、毎月1回、定期的に触車事故防止教育を実施する。ただし、期間限定の線路内作業に従事する作業員は、工事着手前に触車事故防止教育を実施し、工事期間が1カ月を超える月ごとに毎月1回、触車事故防止教育を実施する。

(2) 指導者

協力会社作業員への触車事故防止教育は、支店指導者および現場代理人（作業所長等）とするが、変更する場合は本社主管部長（安全担当）に連絡し、承認を受けるものとする。ただし、教育者は工事管理者等経験10年以上の者とする。

(3) 教材及び更新ルール

本社が作成した「触車事故防止教育資料【別冊一1】」を基本に実施する。支店は、現場や指導者の意見を聞きながら、教育がマンネリ化しないように他部門の教育資料も共有化して活用するなどの工夫をすること。また、線区特情にあった独自の教育資料の作成にも取り組む。

示方書の改定等のため、「触車事故防止教育資料」の改定が必要な場合は、本社主管部において改定する。

(4) 教育効果、実績の管理方法

ア. 教育時間は、緊張感を持って受講できるように1回あたり30分～40分程度を目安とする。

イ. 実績管理のため、教育対象者と受講者名、教育内容、教育実施者、教育時間を記録して管理し、作業の事前に提出される「協力会社作業員名簿」等において教育の有無を確認しておく。

土木工事、建築工事においては、線路内作業に従事する協力会社作業員を特定し、作業員名簿等を提出させて管理する。触車事故防止教育を受けていない者を線路内作業には絶対に従事させない。

ウ. 箇所跨りで運用されている協力会社作業員については支店で調整し、重複教育の無いように管理する。

エ. 溶接技術者の触車事故防止教育の支店間調整は線路本部で一括調整し、線路本部線路部の「公開ホルダー」に実績を掲載（アップ）する。

(5) 教育を実施する場合の「着眼点」

「土木工事」、「建築工事」においては、触車の恐れのある作業を洗い出し、その対象者について教育をする。例えば、間合い作業で「線路防護さく」を設置するための作業員を個別指定して教育対象者とするなど、線路内作業に従事する協力会社作業員を特定したうえで管理をする。

2 新人作業員に対する触車事故防止教育

【目的】

新規に線路内に入る者が最低限実施すべき触車事故防止の基本動作や基本的な知識について、実技訓練を主体に教育し、新人作業員の触車事故を防止する。

【実施要領】

実施については、「新規線路内入場者に対する触車事故防止教育（在来線）実施要領（平成22年4月1日制定）【別冊一2】」による。

2-1 人事異動による転入者への教育

人事異動による転入者（JR・協力会社の出向者含む）に対し、出張所長（現場代理人）等は以下の項目について必要な確認や教育を行とともに、必要により実効度を確認してから従事させる等の処置を講じる。なお、実施においては定期異動期に本社・安全推進部が発信する事務連絡を参照す

ること。

(1) 触車事故防止

- ・「支社長等が定める項目」、「保線関係区長の定める項目」、「関係区長間で合議して定める項目（駅・他保線区等との協定等）」、「触車事故防止基本マニュアル」「その他線区特情」等

(2) 労働災害・交通事故防止

- ・出張所等における要注意箇所等

3 作業計画確認者による事前、事故防止・施工打合せ等の実施

【目的】

日々の工事等における安全の確保等（運転事故等、旅客等第三者への危害、触車事故等の労働災害、輸送障害等の防止）のために、作業所等ごとに「作業計画確認者」を配置し、作業計画の適正（作業開始条件の確認と計画精度向上）について事前に社内打合せを行いチェックすることで、事故防止の管理体制を強化する。

【実施要領】

(1) 作業計画確認者の教育（定期、異動時）

作業計画確認者への具体的な教育項目、頻度、教育については、「営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）」における（別紙7-2-2）の指導者教育に基づくほか、本社主管部長（支店指導者を介すこともできる）が実施する確認者研修（年度1回）および定例の作業所長等研修等の機会を活用して教育する。なお、作業計画の精度向上を図るための気付きを高める教育を含める。

年度途中に異動があった場合は、本社主管部長（支店指導者を介すこともできる）が「営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）」における（別紙7-2-2）の指導者教育を行うほか、確認者研修の内容も踏まえて必要な教育を実施する。

(2) 作業計画確認者への教育資料

教育資料は「営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）」によるほか、本社主管部が作成する「資格者毎の教育資料」、「作業計画業務マニュアル等」等による。

(3) 作業計画確認者による確認状況の管理方法

作業計画確認者は、作業計画の確認にあたって「初めて・久しぶり・変更・手順・設備・環境・編成人員」等ヒューマンファクターの要素から確認する。尚、作業計画確認者の確認状況については、支店SR委員会および本社SR委員会において確認するものとする。

(4) 作業計画確認者が使用するチェックリスト

各主管部が定める「作業計画業務マニュアル等」による。

(5) 「認定事業所制度取扱標準」に則り施設部企画課長に承認を受けた場合、事故防止・施工打合せ業務の一部を簡略化するものとし具体的な取扱いは【別冊-3】による。

4 事故防止・施工打合せ等に使用する「工事計画書・線路閉鎖工事施工計画書」における確認項目

【目的】

「工事計画書・線路閉鎖工事施工計画書」に網羅すべき事項を明確化し、「事故防止・施工打合せ票」及び「線路閉鎖工事施工計画書」の変更ルールを定めて施工計画の変更等に起因した保安体制の不備等による触車等のリスクを低減する。

(注)：「事故防止・施工打合せ票」及び「線路閉鎖工事施工計画書」の変更ルールは「営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）の（別紙4-3-4）」による。

【実施要領】

- (1) 「工事計画書・線路閉鎖工事施工計画書」の様式および記入例は、各主管部が定める「作業計画業務マニュアル等」による。
- (2) 工事管理者等への教育頻度、教育者については、「営業線近接工事保安関係標準示方書（在来線）」における（別紙7-2-2）の工事管理者等教育に基づくほか、必要な場合は現場代理人が個別に実施する。また、教育の都度、理解度を確認し必要により別途に指導する。
- (3) 変更打合せ等、工事計画書の活用状況については、支店SR委員会および本社SR委員会において確認するものとし、具体的な管理方法については、「年度安全衛生管理計画」に定める。

5 施設関係工事等に従事する請負会社作業員の身体機能確認の実施要領

【目的】

線路内作業等に従事する者の視力、聴力等の身体機能に関する従事要件を規定し、線路内作業等に従事する者の触車事故の防止を図る。

【実施要領】

実施については、「線路内作業等従事要領（平成22年3月10日制定）【別冊—4】」による。

6 工事管理者等の資質管理（新規資格取得時の見極め及び資格取得後の管理）

【目的】

工事管理者等は、工事の安全及び品質の確保を図るべく、作業責任者（職長）等を指揮して施工することから、新規に工事管理者等として従事する時点で、触車事故防止をはじめとする営近示方書等の「実務能力（知識・技能）」及び、「責任感・法令遵守・指導力・指示力・判断力」等のいわゆる「資質」との総合力が一定のレベルに達していることが必要である。そこで、新規に工事管理者等の資格を取得した者に対する「実務の見習い期間や資質確認のルール」を定めるとともに、「一人立ちした工事管理者等に対する資質等の管理」と合わせて、工事管理者等の実務能力の向上及び資質管理を行い工事の安全に資することとする。

【実施要領】

I 工事管理者等の資格を新規に取得する者に対する見極め等

(1) 対象者及び期間

ア 線路部門

- 「軌道工事管理者」の資格取得（前）の線路技術者：入社から資格取得まで
- 「軌道工事管理者」の資格取得（後）：資格取得後、現場で一人立ちするまで

イ 土木部門

- 「工事管理者」の資格取得（前）の土木技術者：入社から資格取得まで
- 「工事管理者」の資格取得（後）：資格取得後から2年間

ウ 建築部門

- 「工事管理者」の資格取得（前）の建築技術者：入社から資格取得まで
- 「工事管理者」の資格取得（後）：資格取得後から2年間

(2) 資質管理者（判定実施者）等

- 一次判定者：出張所長等

○二次判定者：支店長（「支店主管部課長」事前確認後）

なお、判定者は結果について対象者本人と面談等により共有し必要な指導を行う。

(3) 判定に関する重点項目

特に以下の2項目で及第点に達していなければ、他項目で基準を満たしていても再指導とする。

○触車事故防止等の「安全管理」や「施工計画（事故防止・施工計画書作成等）」の「実務能力」

○「責任感・法令遵守・指導力・指示力・判断力」等の「資質」

(4) 判定の仕組み等、細部の取扱い

各部門における見極めルール（判定表含む）等、具体的な取扱いについては次による。

ア 線路部門

「線路部門における新規軌道工事管理者の資質確認について」 【別冊6・線路】

イ 土木部門

「土木部門における新規工事管理者の資質確認について」 【別冊6・土木】

ウ 建築部門

「建築部門における新規工事管理者の資質確認について」 【別冊6・建築】

II 一人立ちした工事管理者等に対する資質等の管理

工事管理者等の資格取得後、上記見極め等の期間を経て一人立ちできた工事管理者等における資質管理については次による。

(1) 実施方法

ア 様式は、「資質評価に基づく工種別能力判定表」（標準）を基本に行い、様式及び記載例については、線路、土木、建築の各部門毎に定める【別冊7・線路】、【別冊7・土木】、【別冊7・建築】による。

イ 判定者は出張所長等とするが、その判定内容については支店主管部課長が確認する。支店主管部課長は、その内容について必要により関係する協力会社オーナー等に意見を求め評価・措置を修正することとする。

ウ 支店長は、評価の結果を確認するとともに、従事制限の実施や緩和・解除の措置について必要な指導を行う。

(2) 判定実施時期

○毎年度初（4月末まで）に1回実施する。

○新規の資格者及び出向受工事管理者等については、発生の都度早期に把握・判定を行う。

○当事者の「資質及び実務能力面」で問題があると認められる場合、出張所長等は当事者の臨時の資質把握・判定・是正措置を行い支店主管部課長に報告する。

(3) 「指導が必要な者」への支援

「指導が必要な者」に対しては、安全パトロール及び日常の実態把握、並びに指導等に特段の配慮を払い従事にあたっての必要な支援を行う。なお、「指導が必要な者」については、支店主管部課長及び出張所長等は、その旨を本人に通知し、本人自身が改善に努力するよう意識付けを行う。

III 資質等による運用への配慮（運用ルール）

支店長は、全ての工事管理者等の実務能力及び資質に応じて必要な指導等を行う中で資質等の向上を図るとともに、I項(3)の「判定に関する重点項目」に関して不備事象を認めた場合やII項

(2)の資質評価・判定において、当該資格に関する工事等従事者としての任務遂行が困難と認められる場合は、従事制限等の必要な措置を行い、従事可能となった場合には従事制限等の措置を解除する。

IV 実施状況の管理方法

現場及び支店における「管理実態」の確認は、「多客期前の安全点検等実施時」に実施する。
(実施状況の聞き取り、判定表による個人管理、再指導記録の確認等)

7 線路内作業に従事する協力会社等の安全の取組みに対する安全管理の仕組み

【目的】

協力会社及び警備会社（以下「協力会社等」という）の代表者及び社員に対し、ルール遵守に対する意識を高揚させるとともに、ルール遵守を徹底させることで触車等の重大災害防止を図ることにより工事の安全に資する。

(基本的な考え方)

- 支店長は、以下に示す【実施要領】Ⅰ～Ⅲにより、協力会社等の代表者に対して自社社員にルールを遵守させる仕組みを構築・管理させるとともに、その履行状況を管理・指導するものとする。
- 本仕組みは、従来の触車等重大労災防止に資するものに加え、JR西日本グループの「死亡に至る鉄道労災ゼロ」の取組みに資するため、当社が「JR西日本及びそのグループ会社」（以下「JR西日本グループ」という）から受注した鉄道関連工事における重大災害防止についても考慮した取組みとする。

【実施要領】

Ⅰ 協力会社等の代表者としての心得と実施事項

◎定例的な教育等による社員への意識付け

協力会社等の代表者（以下「代表者」という）は、上記目的達成のため日常から自社社員に対して必要な教育等を実施し、自社社員がルール遵守の意識を持って誠実に業務にあたるよう意識づけを図ることとする。

代表者は、特に次の内容を日常から社員が現場で正しく行動できるよう教育するとともに、自主安全パトロール等により現場での確認指導に努めることとし、それらの確認・指導内容について、定期的
に実施状況を現場代理人に書面にて報告する。

■触車等重大労災防止に係る重要事項（「誓約書」の「安全心得」に関する教育内容）

- 「工事管理者等の指示に従うこと」
- 「触車事故防止の必須事項」
- 「工務関係触車事故防止準則（在来線）（営近）」に定める基本的事項
・「禁止事項の遵守」、「基本的事項の実行」
- 「施設グループ共通禁止事項」
- 「重大労災防止に係る作業員等が遵守すべきルール」
（「墜落事故防止の必須事項」、保護具使用等）

代表者は、事故防止に対する強い意志をもって、現場代理人と連携して必要な社員教育や現場確認等を行い、事業者としての責務を果たすものとする。

II 社員から代表者への「誓約書」提出による意識付け

(1) 対象者

営近示方書を適用する工事で、線路内作業等に従事する協力会社等(二次以降の会社を含む)の全ての社員を基本とする。

(2) 「誓約書」の作成要領

ア 対象者から代表者への「誓約書」の提出

代表者は、本仕組み導入にあたって工事従事手続きに先立ち、(I)項にあげた対象者に、社員が遵守すべき内容を網羅した「私たち作業員/警備員の安全心得」の内容について教育するものとする。教育を受けた対象者は「誓約書」の内容を熟読確認のうえ、署名・捺印し代表者に提出する。提出された誓約書は当該対象者の雇用期間中有効とみなす。(雇用期間中に1回作成すれば良い。)

イ 誓約書の様式

「私たち作業員/警備員の安全心得」(標準様式)

本仕組みにおける「誓約書」の様式は、協力会社と警備会社に区分し次による。

○協力会社：「私たち作業員の安全心得」

【別冊8 線路部門：作業員】及び【別冊8 土木・建築部門：作業員】

○警備会社：「私たち警備員の安全心得」【別冊8 部門共通：警備員】

ウ 様式使用上の注意

様式は標準とし、「私たち作業員/警備員の安全心得」(標準様式)の各項目については、当社として安全確保のために必要な最低限の項目としている。よって、部門や工事内容による項目追加は可能とするが、項目削除は行ってはならない。

なお、誓約書の記載内容において、[共通]部分では「現場から離れる」意味での「退避」、[線路内作業等における触車事故防止]では、「列車接近にあたって、触車の危険から逃れるため列車通過を『待つ』」意味での「待避」として使い分けている。この意味合いの違いについて、現場代理人は、本仕組み導入にあたって代表者に対して説明する。

(3) 本誓約書の当社への提出

代表者は、「会社間の誓約書」(協力会社：「安全衛生管理に関する誓約書」/警備会社：「警備業務履行に関する誓約書」)提出の際、「本誓約書の写し」を添付して現場代理人に提出するものとするが、既従事者については今までの取組みの実施の中で提出された「本誓約書の写し」により確認できていることを踏まえ、既提出者の管理ができる場合には、特に指示する場合を除いて「新規入場者」分のみの提出とできるものとする。なお、二次以降の協力会社については、一次協力会社の代表者が、二次・三次等協力会社の対象者の「本誓約書の写し」を集約するものとする。

III 代表者による社員への「誓約内容に対する面談確認」

代表者は、線路内作業を行う対象社員に対し「私たち作業員/警備員の安全心得」(II項で作成したもの)の内容について、年1回以上「誓約内容に対する面談確認」を行うとともに、定期的に安全パトロール等を行い、実施状況を確認すること。具体的実施要領は次による。

(1) 面談対象者

本「安全管理の仕組み」の「1 定常的に線路内作業に従事する作業員に対する直接・定例的教育」で教育対象とする協力会社等の全ての社員とする。

※但し、ここでいう社員とは、作業員のみならず営近上の資格者を含む。

(2) 面談内容

面談内容は、「【別冊8】誓約内容に対する面談確認・個人面談票」を参考とすること。

(3) 代表者は、上述の確認結果を書面にて現場代理人に報告する。

IV 確認・指導等の管理

(現場代理人の職務)

- (1) 現場代理人は、本仕組み導入にあたって代表者に対し、本仕組み導入の目的や代表者として実施すべき取組み等について教育を行う。
- (2) 現場代理人は、代表者（一次の協力会社及び警備会社）から工事従事に先だち、対象者の「誓約書の写し」を添付した「会社間の誓約書」の提出を受ける。
- (3) 現場代理人は、代表者から報告される「定例的な社員教育結果」、「代表者等による自主安全パトロール等の結果」、「誓約内容に対する面談結果」を確認するとともに、当社社員による安全パトロール等により社員のルール遵守等の実施状況を確認し、必要な指導を行う。
- (4) 現場代理人は、代表者からの報告内容や当社社員による安全パトロール等で社員のルール遵守等の実施状況の確認内容において、更なる指導が必要と認める場合には、その旨を支店長等に書面にて報告する。

(支店長等の職務)

- (5) 支店長は、代表者からの報告や、当社社員による安全パトロール等による社員のルール遵守等の実施状況の確認内容に鑑み、代表者へ「誓約内容に対する面談確認」の追加実施の要請や、その他必要な指導を行う。
- (6) 支店長等及び本社の主管部長等は、当社社員による安全パトロール等を通じて社員のルール遵守の実施状況を確認し、違反等を認めた場合には直ちに代表者に書面により通知し、内容に応じた必要な措置を講じさせる。

V 自主点検

「自主点検（本社・支店）」の実施については次による。

(1) 支店による点検

支店安全推進部課長は、支店主管部課長とともに現場代理人に対して年 1 回以上取組み状況を確認して必要な是正指導を行い、結果を支店長に報告する。

なお、支店安全推進部課長は、支店による確認結果について本社点検の際に本社点検実施者に報告する。

(2) 本社による支店点検

- 実施責任者は安全品質環境本部安全推進部長とする。
- 点検実施者は線路・土木・建築各本部の部課長とする。
- 実施責任者が支店に対する点検計画を策定し、点検実施者が実施する。なお、実施頻度は年 1 回を基本とするが、特に必要と認める場合は特別点検を実施する。
- 点検実施者は、本仕組みが適正に運用されていることを各種記録や聞きとり等により点検し、必要な指導を行う。

8 施設関係工事等従事者資格の適切な管理手法

【目的】

「施設関係工事等従事者資格等取扱準則（平成 20 年 6 月施第 78 号）」に基づき、協力会社を含む工事等の従事者に対して必要な関係法令の周知徹底を図り、資格等の取扱いを適切に管理する。

【実施要領】

実施については、「施設関係工事等従事者資格等取扱準則（平成 20 年 6 月施第 78 号）」に基づくほか、取扱いの管理の詳細については「工事等従事者資格等取扱細則（平成 20 年 7 月 1 日制定）【別冊-5】」によること。

9 保守用車責任者・特殊運転者・軌陸関連工事の工事責任者等・重機械運転者（軌陸）に対する定期の異常時対応訓練の仕組み

【目的】

保守用車責任者・特殊運転者、軌陸関連工事の工事責任者（工事管理者・軌道工事管理者）・重機械運転者（軌陸）に対し、異常時対応訓練を定期的に実施し異常時対応能力を高める。

【実施要領】

実施については、「保守用車責任者・特殊運転者・軌陸関連工事の工事責任者等・重機械運転者（軌陸）に対する定期の異常時対応訓練の仕組み」（令和 3 年 11 月 8 日制定）【別冊-9】による。

10 新規資格取得時の線路閉鎖責任者、保守用車責任者に関する技能評価の仕組み、ならびに専門業務責任者等教育時の保守用車責任者、特殊運転者、重機械運転者（軌陸）の異常時対応に関する技能評価の仕組み

【目的】

「施設関係工事等従事者資格等取扱準則（平成 20 年 6 月施第 78 号）」第 11 条に基づき新規資格取得時における線路閉鎖責任者、保守用車責任者の技能評価の仕組みを定めるとともに、専門業務責任者等教育時の保守用車責任者、特殊運転者、重機械運転者（軌陸）の異常時対応に関する技能評価の仕組みを定め、実務能力の見極めの徹底を図ることにより異常時対応能力を高める。

【実施要領】

実施については、「新規資格取得時の線路閉鎖責任者、保守用車責任者に関する技能評価の仕組み、ならびに専門業務責任者等教育時の保守用車責任者、特殊運転者、重機械運転者（軌陸）の異常時対応に関する技能評価の仕組み」（令和 3 年 11 月 8 日制定）【別冊-10】による。

11 軌陸両用車の機械管理

【目的】

元請会社として、自社及び協力会社及びレンタル会社が保有する軌陸両用車の定期検査周期等※1「新規」「改良」「更新」型式認定を申請する際の取扱い及び支店管理責任者・機械担当者への教育を定めることで、型式認定に関する機械の管理方法を明確にして、定常的に機械品質が確保された機械を運用させ、事故防止を図ることを目的とする。

なお、対象となる軌陸両用車については、当社で型式認定を申請し認定を受けた軌陸両用車とする。

※1：線路（線本事第 112 号令和 4 年 3 月 30 日による） 土木（土木事第〇〇号令和 4 年〇月〇日による）

【実施要領】

支店における本仕組みの管理については、各支店主管部課長を支店管理責任者とするが、支店の組織体制を鑑み、別の者を支店管理責任者として選任することも可能とする。

(1) 軌陸両用車の定期検査の取扱い

支店管理責任者は、自社所有の軌陸両用車に対し、1 年以内ごとに各主管本部が定めた定期検査（年次）及び法令等で定められた定期自主検査（年次）または特定自主検査※2を実施し、検査結果を確認すること。なお、定期検査で用いる検査記録については「保線用機械等取扱標準」に準じていることが確認できる様式を各主管本部で定めること。

また、協力会社及びレンタル会社所有の軌陸両用車については、所有会社に上述と同様の定期検査等を実施させ、検査結果を支店管理責任者が確認すること。

※2: 特定自主検査を1年ごとに実施しない機械（不整地陸運搬車など）もあるので、法令等で定められた周期に基づくこと。

(2) 軌陸両用車の型式認定を「新規」または「改良」「更新」申請する際の取扱い

支店管理責任者は、型式認定の「新規」または「改良」「更新」申請をしようとする軌陸両用車が「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」に合致していることを、自社が作成若しくは協力会社又はレンタル会社から提出を受けた、機械仕様が確認できる資料を基に確認し、JR各支社施設課長へ型式認定の申請を行うこと。

なお「改良」とは、型式認定を受けた機械に対し「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」の要件に係わる改良を加えた場合のことを指す。

(3) 協力会社及びレンタル会社からの「誓約書」及び機械担当者の報告

① 支店管理責任者は「新規」及び「改良」「更新」の型式認定を申請する際に、協力会社及びレンタル会社に対し“「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」に合致している状態を維持すること”を誓約する書面を併せて提出させること。(別紙-1-①、別紙-1-②)

② 支店管理責任者は、協力会社及びレンタル会社から、各社において機械を維持管理する機械担当者の報告を受け、それに基づく管理責任者・機械担当者一覧表(別紙-2)を作成すること。また、各支店主管部課長等は作成した機械担当者一覧表を年一回以上確認し、機械担当者の変更の有無を確認すること。

(4) 新任時教育の取扱い

① 各主管本部は、各支店管理責任者に対し、型式認定の仕組み並びに「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」の充足確認に必要な知識について、新任時のみ1時間程度の教育を行う。

② 支店管理責任者は、軌陸両用車を所有する協力会社及びレンタル会社の機械担当者に対し、型式認定の仕組み並びに「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」の充足確認に必要な知識について、新任時のみ1時間程度の教育を行う。

③ 新任時の教育記録については、管理責任者・機械担当者一覧表(別紙-2)の新任時教育実績欄に教育日を記入すること。

12 その他

(1) 「安全管理の仕組み」改正時の留意事項

本「安全管理の仕組み」について見直しが必要となる場合、施設部企画課と予め協議のうえ、必要により見直し内容(試行)を届け出ることとする。

(2) 適用期日

この仕組みは、令和4年6月1日より適用する。

以上

また、協力会社及びレンタル会社所有の軌陸両用車については、所有会社に上述と同様の定期検査等を実施させ、検査結果を支店管理責任者が確認すること。

※2：特定自主検査を1年ごとに実施しない機械（不整地陸運搬車など）もあるので、法令等で定められた周期に基づくこと。

(2) 軌陸両用車の型式認定を「新規」または「改良」「更新」申請する際の取扱い

支店管理責任者は、型式認定の「新規」または「改良」「更新」申請をしようとする軌陸両用車が「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」に合致していることを、自社が作成若しくは協力会社又はレンタル会社から提出を受けた、機械仕様が確認できる資料を基に確認し、JR各支社施設課長へ型式認定の申請を行うこと。

なお「改良」とは、型式認定を受けた機械に対し「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」の要件に係わる改良を加えた場合のことを指す。

(3) 協力会社及びレンタル会社からの「誓約書」及び機械担当者の報告

① 支店管理責任者は「新規」及び「改良」「更新」の型式認定を申請する際に、協力会社及びレンタル会社に対し“「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」に合致している状態を維持すること”を誓約する書面を併せて提出させること。(別紙-1-①、別紙-1-②)

② 支店管理責任者は、協力会社及びレンタル会社から、各社において機械を維持管理する機械担当者の報告を受け、それに基づく管理責任者・機械担当者一覧表(別紙-2)を作成すること。また、各支店主管部課長等は作成した機械担当者一覧表を年一回以上確認し、機械担当者の変更の有無を確認すること。

(4) 新任時教育の取扱い

① 各主管本部は、各支店管理責任者に対し、型式認定の仕組み並びに「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」の充足確認に必要な知識について、新任時のみ1時間程度の教育を行う。

② 支店管理責任者は、軌陸両用車を所有する協力会社及びレンタル会社の機械担当者に対し、型式認定の仕組み並びに「保線用機械構造標準」に定められた「基本機能仕様」及び「安全設備標準」の充足確認に必要な知識について、新任時のみ1時間程度の教育を行う。

③ 新任時の教育記録については、管理責任者・機械担当者一覧表(別紙-2)の新任時教育実績欄に教育日を記入すること。

1.2 その他

(1) 「安全管理の仕組み」改正時の留意事項

本「安全管理の仕組み」について見直しが必要となる場合、施設部企画課と予め協議のうえ、必要により見直し内容(試行)を届け出ることとする。

(2) 適用期日

この仕組みは、令和4年6月1日より適用する。

以上

現場で働くみなさんへ

現場で働くみなさん、ご苦労さまです。
当社は、みなさんといっしょに力をあわせて、工事を無事故・無災害で完成させなければなりません。
そのためには、みなさん一人ひとりが、現場の状況をよく知っていただき、おたがいよく話しあいケガや事故をしないよう細心の注意が必要です。
安全は、あなたとあなたの家族のためのものです。
無事故・無災害で仕事が終わるよう、ご協力をお願いいたします。

〇〇建設株式会社

私たち作業員の安全心得

〔共通〕

1. 現場では、職長や元請社員の指示を守ります。
2. 作業範囲・手順・方法は、打合せどおりに行い、自分だけの判断や思いつきで勝手な行動や変更をしません。
3. 危険があるときは、ただちに作業を中止して退避します。退避の合図があったら、ただちに従います。
4. 危険だと感じたり思うことがあれば職長や元請社員にすぐに相談します。
5. 服装は、作業に適したものとセーフティベストを着用し、保護帽のあごひもは確実に締めます。
6. 高所作業で安全帯が必要な作業では必ず使用します。
7. 保護具の必要な作業では、手袋・マスク・保護眼鏡等を必ず使用します。
8. 災害・事故防止用の安全設備や装置は、勝手に外しません。
9. 資格の必要な作業や重機械等の運転は、必ず資格者が行います。
10. 次の場合は、危険ですので立ち入りません。
 - ①クレーン等による吊り荷の下や旋回する重機械等の半径内。
 - ②高所作業で墜落のおそれのある場所。
 - ③電気設備付近で感電のおそれのある場所。
 - ④上下作業で飛来・落下のおそれのある場所。
11. 毎日の作業終業時には、必ずあと確認し片付けをします。

〔線路内作業等における触車事故防止〕

12. 線路内やその近くでは「触車事故防止の必須事項」を守ります。
 - ①工事管理者の許可なしに線路内に立ち入りません。
 - ②線路内に立入る前は、必ず線路手前で一旦立ち止まり、指差喚呼を実施します。
 - ③待避指示を受けた時は、確実に線別を復唱し、速やかに待避します。
13. 線路に立入る場合や立ち入る恐れのある作業では、触車事故防止の基本動作の「演練」を実施します。

私は、上記の安全心得を遵守することを誓約します。

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名：(自 署) 捺印 ⑩

現場で警備されるみなさんへ

現場で働くみなさん、ご苦労さまです。

当社は、みなさんといっしょに力をあわせて、工事に係る警備業務を無事故・無災害で遂行させなければなりません。

そのためには、みなさん一人ひとりが、現場の状況をよく知っていただき、おたがいよく話しあいケガや事故をしないよう細心の注意が必要です。

安全は、あなたとあなたの家族のためのものです。また、みなさんは、第三者（通行人等）や、鉄道をご利用されるお客さまと現場で働く作業員等の安全を守る重要な役割を担っています。

無事故・無災害で仕事が終わるよう、ご協力をお願いいたします。

〇〇警備株式会社

私たち警備員の安全心得

〔共通〕

1. 現場では、責任者の指示や元請社員との打合せ内容を守ります。
2. 警備や列車見張の立哨箇所・方法は打合せどおりに行き、自分だけの判断や思いつきで勝手な変更や行動をしません。
3. やむを得ず変更が必要な時は、責任者や元請社員に相談をします。
4. 危険があるときは、ただちに臨機応変の措置をとり、責任者や元請社員に連絡するとともに、自らも安全なところに退避します。
5. 危険だと感じたり思うことがあれば責任者や元請社員にすぐに相談します。
6. 服装は、業務に適したものを着用し、必要な用具を持って業務をします。
7. 保護帽のあごひもは、確実に締めて業務をします。
8. 災害・事故防止用の安全設備や装置は、勝手に外しません。
9. 資格の必要な警備業務は、必ず資格者が行います。
10. 次の場合は、危険ですので立ち入りません。
 - ①クレーン等による吊り荷の下や旋回する重機械等の半径内。
 - ②高所作業で墜落のおそれのある場所。
 - ③電気設備付近で感電のおそれのある場所。
 - ④上下作業付近で飛来・落下のおそれのある場所。
11. 毎日の警備終業時には、必ずあと確認し片付けをします。

〔線路内作業等における触車事故防止〕

12. 線路内やその近くでは「触車事故防止の必須事項」を守ります。
 - ①列車接近を通報するときは、線別を確実に伝達します。
 - ②接近了解の応答がなければ、躊躇なく列車を抑止します。
13. 線路に立入る場合や立入る恐れのある作業では、触車事故防止の基本動作の「演練」を実施します。
14. 工事管理者等の許可なしに線路内に立ち入りません。
15. 列車見張業務に専念し、決して作業に手を出しません。
16. 異常の可能性を感じたら躊躇なく列車を抑止し工事管理者等に連絡します。

私は、上記の安全心得を遵守することを誓約します。

〇〇警備株式会社
代表取締役 〇〇〇〇殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

氏名：(自 署)捺印 印